

松宮孝明著『刑法各論講義 第6版』補遺

(2026年4月1日)

*405頁以下「§3 詔書偽造罪・公文書偽造罪・同行使罪」を以下のように改める。

行使の目的で、御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、または偽造した御璽、国璽もしくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造した者は、無期または3年以上の拘禁刑に処される（154条1項）。行使およびその未遂も処罰される（158条1項、2項）。

御璽もしくは国璽を押しまたは御名を署した詔書その他の文書を変造した者も、前項と同様とする（154条2項）。行使およびその未遂も処罰される（158条1項、2項）。

行使の目的で、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者は、1年以上10年以下の拘禁刑に処される。

1 公務所もしくは公務員の印章もしくは署名（以下この章、第165条および第167条において「印章等」という。）を使用して公務所もしくは公務員の作成すべき文書もしくは図画（以下この章において「文書等」という。）を偽造し、または偽造した公務所もしくは公務員の印章等を使用して公務所もしくは公務員の作成すべき文書等を偽造する行為

2 公務所もしくは公務員の電磁的記録印章等（印章等として表示されることとなる電磁的記録をいう。以下この章、第165条および第167条において同じ。）を使用して公務所もしくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等（文書等として表示されて行使されることとなる電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）を偽造し、または偽造した公務所もしくは公務員の電磁的記録印章等を使用して公務所もしくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造する行為（155条1項）。

公務所もしくは公務員が押印もしくは署名した文書等または公務所もしくは公務員が電磁的記録印章等を使用して作成した電磁的記録文書等を変造した者も、前項と同様とする（155条2項）。行使およびその未遂も処罰される（158条1項、2項）。

前2項に規定するもののほか、公務所もしくは公務員の作成すべき文書等もしくは電磁的記録文書等を偽造し、または公務所もしくは公務員が作成した文書等もしくは電磁的記録文書等を変造した者は、3年以下の拘禁刑または20万円以下の罰金に処される（155条3項）。行使およびその未遂も処罰される（158条1項、2項）。

1 証書偽造罪

154条は、行使の目的で、御璽、国璽もしくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、または偽造した御璽、国璽もしくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造した者を、

一般の公文書偽造罪より重く処罰している（1項）。御璽、国璽を押捺し、または御名を署した詔書その他の文書を変造した者も同様である（2項）。御璽、御名とは、それぞれ天皇の印章、署名を意味し、国璽は日本国の印章を意味する。なお、立法論としては、一般の公文書と区別して規定する合理性があるか疑問がある（中森・各論 222 頁）。

2 公文書偽造罪

155 条は、行使の目的で、公務所または公務員の印章もしくは署名を使用して公務所または公務員の作るべき文書もしくは図画を偽造し、または偽造した公務所または公務員の印章もしくは署名を使用して公務所または公務員の作るべき文書もしくは図画を偽造した者を処罰する（1項）。公務所または公務員の捺印もしくは署名した文書または図画を変造した者も同様である（2項）。両者をあわせて**有印公文書偽造・変造**と呼ぶ。印章もしくは署名を使用せずに、公務所または公務員の作るべき文書もしくは図画を偽造し、または公務所または公務員の作った文書もしくは図画を変造した者は、前2項より軽く処罰される（3項）。これを、**無印公文書偽造・変造**と呼ぶ。なお、2025（令和7）年の改正で、その客体に文書等として表示されて行使されることとなる電磁的記録という意味での**電磁的記録文書等**が加えられた。その理由は、人に見せる目的で自己の電子計算機端末に端末に偽造・変造した、または虚偽内容の電磁的記録を作った場合、機械に対して使用することを予定している電磁的記録不正作出罪（161 条の 2）が成立しない可能性に求められている。電磁的記録文書等については、印章等として表示されることとなる電磁的記録という意味での電磁的記録印章等の有無により、有印と無印に分けた法定刑が適用される。

*407 頁「§ 4 虚偽公文書作成罪・公正証書原本等不実記載罪」を以下のように改める。

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書等もしくは電磁的記録文書等を作成し、または文書等もしくは電磁的記録文書等を変造したときは、印章等または電磁的記録印章等の有無により区別して、前2条の例による（156条）。行使およびその未遂も処罰される（158条1項、2項）。

公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利もしくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、または権利もしくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、5年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処される（157条1項）。未遂も処罰される（157条3項）。行使または電磁的記録の供用およびその未遂も処罰される（158条1項、2項）。

公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札もしくは旅券に不実の記載をさせ、または電磁的記録文書等その他の電磁的記録であって、免状、鑑札もしくは旅券の全部もしくは

は一部として用いられるものに不実の記録をさせた者は、1年以下の拘禁刑または20万円以下の罰金に処される（157条2項）。未遂も処罰される（157条3項）。行使およびその未遂も処罰される（158条1項、2項）。

1 虚偽公文書作成罪

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書等もしくは電磁的記録文書等を作成し、または文書等もしくは電磁的記録文書等を変造したときは、印章等ないし電磁的記録印章等の有無を区別して、詔書偽造罪および公文書偽造罪の例による（156条）。本罪は、公務員の汚職の罪の側面を持っている（瀧川・各論262頁は、本罪を職権濫用罪の一種とみる）。本罪は、職務に関してその文書または図画を作成すべき公務員による身分犯である（ここにいう「作成」は、偽造における観念説の意味での「作成」とは異なり、事実的な「記載」を含むであろう。そうでないと、代決権者がその権限を濫用して虚偽の公文書を作った場合、観念説では「作成者」はその上司になってしまうからである。もっとも、通説・判例は、「作成者」について、厳密な定義を行っていない）。

***408頁を以下のように改める。**

3 公正証書原本等不実記載罪

157条は、公務員に対し虚偽の申立てをして、権利・義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、または権利・義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記載をさせる行為（1項）、公務員に対して虚偽の申立てをし、免状・鑑札または旅券、または電磁的記録文書等その他の電磁的記録であって、免状、鑑札もしくは旅券の全部もしくは一部として用いられるものに不実の記載をさせる行為（2項）を、虚偽公文書作成罪より軽く処罰している。ともに、未遂も処罰される。

*409 頁「§ 5 私文書偽造罪・虚偽診断書作成罪・同行使罪」を以下のように改める。

行使の目的で、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者は、3 月以上 5 年以下の拘禁刑に処される。

1 他人の印章等を使用して権利、義務もしくは事実証明に関する文書等を偽造し、または偽造した他人の印章等を使用して権利、義務もしくは事実証明に関する文書等を偽造する行為

2 他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務もしくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造し、または偽造した他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務もしくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造する行為（159 条 1 項）。行使およびその未遂も処罰される（161 条 1 項、2 項）。

他人が押印もしくは署名した権利、義務もしくは事実証明に関する文書等または他人が電磁的記録印章等を使用して作成した権利、義務もしくは事実証明に関する電磁的記録文書等を変造した者も、前項と同様とする（159 条 2 項）。行使およびその未遂も処罰される（161 条 1 項、2 項）。

前 2 項に規定するもののほか、権利、義務または事実証明に関する文書等または電磁的記録文書等を偽造し、または変造した者は、1 年以下の拘禁刑または 10 万円以下の罰金に処される（159 条 3 項）。行使およびその未遂も処罰される（161 条 1 項、2 項）。

医師が公務所に提出すべき診断書、検案書または死亡証書に虚偽の記載をし、または公務所に提出すべき電磁的記録文書等であって、診断書、検案書もしくは死亡証書の全部もしくは一部として用いられるものに虚偽の記録をしたときは、3 年以下の拘禁刑または 30 万円以下の罰金に処される（160 条）。行使およびその未遂も処罰される（161 条 1 項、2 項）。

1 私文書偽造罪

159 条は、行使の目的で、他人の印章等を使用して権利・義務もしくは事実証明に関する文書等もしくは他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務もしくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造し、または偽造した他人の印章等もしくは電磁的記録印章等を使用して権利、義務または事実証明に関する文書等もしくは電磁的記録文書等を偽造する行為（1 項）、他人が押印または署名した権利・義務または事実証明に関する文書等または他人が電磁的記録印章等を使用して作成した権利、義務もしくは事実証明に関する電磁的記録文書等を変造する行為（2 項）を処罰する。これを**有印私文書偽造・変造**と呼ぶ。また、前 2 項以外で、権利・義務または事実証明に関する文書等もしくは電磁的記録文書等を偽造または変造する行為を、より軽く処罰している（3 項）。これを**無印私文書偽造・変造**と呼ぶ。

***410 頁を以下のように改める。**

3 虚偽診断書作成罪

160 条は、医師による公務所に提出すべき診断書・検案書または死亡証書または公務所に提出すべき電磁的記録文書等であって、診断書、検案書もしくは死亡証書の全部もしくは一部として用いられるものへの虚偽記載を処罰している。診断書等は、医師が自ら提出するものであることを要しない。なお、特別法には、ほかにも私文書の虚偽記載等を処罰するものがある（所得税法 242 条等）。

***465 頁「§ 2 公務執行妨害罪・職務強要罪」を以下のように改める。**

公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行または脅迫を加えた者は、3 年以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金に処される（95 条 1 項）。

公務員に、ある処分をさせ、もしくはさせないため、またはその職を辞させるために、暴行または脅迫を加えた者も、前項と同様とする（95 条 2 項）。

公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機もしくはその用に供する電磁的記録を損壊し、もしくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報もしくは不正な指令を与え、またはその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、または使用目的に反する動作をさせた者は、3 年以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金に処される（95 条の 2）。

1 本罪の意味

公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行または脅迫を加え（95 条 1 項）、または、公務員に、ある処分をさせ、もしくはさせないため、または辞職させるために暴行または脅迫を加える（同条 2 項）罪が、公務執行妨害罪である。もっとも、狭い意味では、前者のみを、「公務執行妨害罪」と呼び、後者を「職務強要罪」と呼ぶ。95 条 1 項は、実際には、警察官の職務執行（職務質問や停止、逮捕など）に抵抗した場合に適用されることが多い。なお、2006（平成 18）年の改正により、95 条の法定刑に 50 万円以下の罰金に加えられた。さらに、2025（令和 7）年の改正では、後述する「電子計算機損壊等公務執行妨害罪」が加えられた。

*471 頁「§ 3 その他の公務に対する罪」の直前に、以下の記述を加える。

7 電子計算機損壊等公務執行妨害罪

95 条の 2 は、公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機もしくはその用に供する電磁的記録を損壊し、もしくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報もしくは不正な指令を与え、またはその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、または使用目的に反する動作をさせた者を、95 条と同じく 3 年以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金に処している。

この規定は、刑事手続の IT 化に伴い、刑事手続において電子令状や電磁的記録が用いられることを想定し、この電磁的記録を損壊し、その職務に使用する電子計算機に虚偽の情報を与えるなどの偽計的な方法で公務の執行を妨害する行為を把握するものである。すでに刑法 234 条の 2 には、刑の上限が 5 年で未遂処罰もある電子計算機損壊等業務妨害罪が存在しているが、権力的公務が「業務」に当たらないと解される可能性を考慮して、この規定が新設された。

もともと、刑の上限が 234 条の 2 よりも軽いことや未遂処罰がないこと、「職務を執行するに当たり」という行為状況の限定があることなど、「業務」に該当しうる非権力的公務に使用される電子計算機の損壊等による業務妨害との差異に合理的な理由があるかなど、今後の運用においても様々な矛盾が露呈する可能性がある。権力的公務の一部を「偽計」に当たる行為によって妨害した場合まで処罰してよいかという疑問も残されている。